

相続放棄の申述をされる方へ

仙台家庭裁判所

※ ここでは、相続放棄に関する一般的な注意事項を概略で説明します。
これから相続放棄をされる方は、相続放棄の手続について誤解のないよう、この注意事項をよく読んで慎重に検討してください。

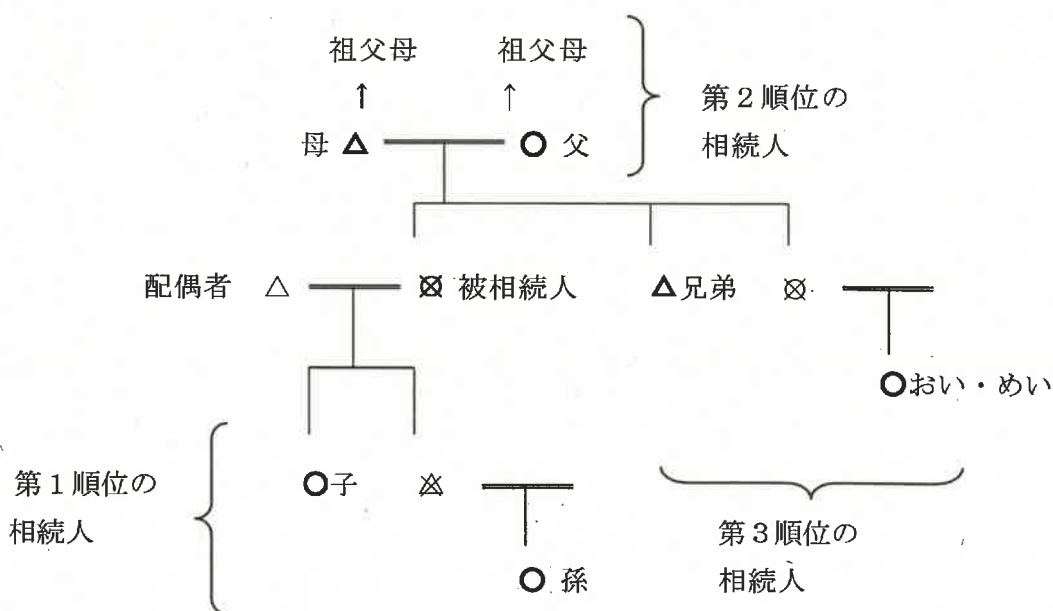
用語の説明

- 1 亡くなられた方を「**被相続人（ひ・そうぞくにん）**」といいます。また、相続人が、被相続人より先に亡くなっている場合、その方に子がいるときは、その子が相続人になります（孫やおい・めいなど）。その子を「**代襲相続人（だいしゅう・そうぞくにん）**」といいます。
- 2 一般に、
 - a 亡くなられた方の子（またはその代襲相続人）を「**第1順位の相続人**」
 - b 亡くなられた方の直系尊属（父母や祖父母）を「**第2順位の相続人**」
 - c 亡くなられた方の兄弟姉妹（またはその代襲相続人）を「**第3順位の相続人**」といいます。

※ 相続の順位は、第1順位の相続人（子または孫）→ 第2順位の相続人（父母→ 祖父母）→ 第3順位の相続人（兄弟姉妹または甥姪）となります。

したがって、異なる順位の相続人が同時に相続放棄の申述をすることはできません。先順位の相続人がいる場合には、先順位の相続人全員の相続放棄の申述が受理されてから次順位の相続人が相続放棄の申述をすることになります。

配偶者（亡くなられた方の夫または妻）は、a～cの相続人がいるかいないかに関係なく、常に相続人になります。



※ 以下に、相続放棄の申述をするに当たっての、個別的な注意事項を概略で説明します。

被相続人の最後の住所はどこですか。

相続放棄の申述書は、**亡くなられた方が最後に住んでいた住所地の家庭裁判所に提出します。** 亡くなられた方の最後の住所が宮城県内の場合の提出先は、4ページの「相続放棄申述書提出先一覧表」をご覧ください。

申述人は未成年者ですか。

申述人が未成年者のときには、親権者などの法定代理人が代わって申述をします。法定代理人である親と未成年者の双方が相続人の場合で、**未成年者だけが相続放棄をするときは、あらかじめ家庭裁判所で子のための「特別代理人」の選任を受ける必要があります。**

特別代理人の選任手続について詳しく知りたい方は、家庭裁判所の手続案内にてお尋ねください。

資産と負債の両方とも放棄するつもりですか。

相続放棄の申述が受理されると、相続開始の日（被相続人の死亡日）にさかのぼって、その相続についてはじめから相続人にならなかったものとみなされます。つまり、亡くなられた方の**遺産のすべて（プラスの財産である「資産」とマイナスの財産である「負債」の両方）を放棄したことになります。**

相続放棄の理由は何ですか。

例1 被相続人の遺産を分散させたくないで、相続人のうち、一部の者だけが相続する。

亡くなられた方の配偶者（夫または妻）と、その子が相続人の場合で、**遺産を配偶者だけに相続させるために、子の全員が相続放棄をするときには、注意が必要です。** 亡くなられた方に直系尊属（父母や祖父母）や兄弟姉妹がいる場合、子の全員が相続放棄をしても、第2順位や第3順位の相続人が順次相続人となります。

したがって、配偶者が単独で相続人になるためには、第1順位から第3順位までの相続人の相続放棄が全て受理される必要があります。

なお、**第1順位の相続人から第3順位の相続人までが、一度にまとめて相続放棄の申述をすることはできません。**

例2 被相続人の負債が大きいので、相続しない。

亡くなられた方の配偶者（夫または妻）と、その子が第1順位の相続人の場合で、その子が全員相続放棄をすると、亡くなられた方に直系尊属（父母や祖父母）や兄弟姉妹がいれば、亡くなられた方の親や兄弟姉妹（代襲相続人を含む。）が第2順位、第3順位として順次相続人となります。従って、第2順位、第3順位の相続人も相続をしない場合は、先順位の相続人が相続放棄をしたことにより自分が相続人となったことを知った日から3か月以内に、相続放棄の申述をする必要があります。このとき、配偶者が相続放棄をしたかどうかは関係ありません。

相続放棄の申述書を提出する日は、被相続人の死亡を知った日から3か月以内ですか。

原則として、被相続人が死亡し、自分が相続人となったことを知った日から3か月間が、相続放棄の申述書を提出できる期間です。

この期間内に、相続財産の調査が終わらないなどの理由で、相続放棄の申述をするかどうか、まだ判断できないときは、裁判所に「相続放棄または承認の期間伸長の審判申立て」ができます。

遺産は何もないと思っていたのに、死亡の事実を知った日から3か経過の後、突然債権者から、亡くなられた方の債務支払の請求を受けることがあります。このような場合で相続放棄を考えている方は、**催告を受けた日からできるだけ早い時期に、家庭裁判所の手続案内にてお尋ねください。**

その他

1 手続案内について

電話では応じておりませんので、受付時間内に直接仙台家庭裁判所受付センター（もしくはお近くの家庭裁判所の手続案内窓口）にお越しください（無料。予約は必要ありません。なお、内容は手続の利用に関することに限ります。）。

受付時間・・・月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

午前9時～11時、午後1時～4時

2 最高裁判所ホームページについて

最高裁判所のホームページより、各種申立書等を入手することができます。

最高裁判所ホームページアドレス <http://www.courts.go.jp/>

（裁判手続の案内→申立て等で使う書式）

相続放棄申述書提出先一覧表

被相続人の最後の住所	提出先	住所・問合せ先
仙台市全区, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亘理郡(亘理町・山元町), 黒川郡(大和町・大郷町・大衡村), 宮城郡(松島町・七ヶ浜町・利府町)	仙台家庭裁判所	〒980-8637 仙台市青葉区片平1-6-1 TEL 022-745-6230
白石市, 角田市, 柴田郡(大河原町・村田町・柴田町・ 川崎町), 伊具郡(丸森町), 刈田郡(蔵王町・七ヶ宿町)	仙台家庭裁判所大河原支部	〒989-1231 宮城県柴田郡大河原町字中川原9 TEL 0224-52-2102
大崎市, 栗原市, 遠田郡(涌谷町・美里町), 加美郡(色麻町・加美町)	仙台家庭裁判所古川支部	〒989-6161 宮城県大崎市古川駅南2-9-46 TEL 0229-22-1694
石巻市, 東松島市, 牡鹿郡(女川町)	仙台家庭裁判所石巻支部	〒986-0832 宮城県石巻市泉町4-4-28 TEL 0225-22-0363
登米市	仙台家庭裁判所登米支部	〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池桜小路105-3 TEL 0220-52-2011
気仙沼市, 本吉郡(南三陸町)	仙台家庭裁判所気仙沼支部	〒988-0022 宮城県気仙沼市河原田1-2-30 TEL 0226-22-6626

手続きの流れ

※一般的な手続きの流れを示したものです。

